

令和6年11月8日  
危機対策課原子力安全対策室  
室長 北嶋 勝彦  
県庁内線 4310  
外線直通 076-225-1465

## 「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」に基づく連絡について

本日、北陸電力(株)から「連絡基準に係る覚書」に基づき、「連絡区分Ⅲ」に該当する事象として、下記の連絡があった。外部への放射能の影響はない。

連絡区分Ⅲ：原則として翌月10日までに連絡するもの

参考：北陸電力HP <https://www.rikuden.co.jp/press/atomic.html>

### 記

**事象**：2号機原子炉建屋とブローアウトパネルに隙間が発生

※ブローアウトパネル：事故時に建屋内の圧力が上昇した場合に、自動的に開放され、圧力を下げ、建屋が破壊することを防ぐ装置

建屋に密着していることが必要

**状況**：11月7日、設備点検のため、空調を停止させたところ、隙間の発生を確認

**原因**：能登半島地震でパネルを固定している留め金が変形

※空調稼働中は、空気を吸い込む力が働いているため、建屋に密着していたが、空調を停止させたところ、吸い込む力がなくなり隙間が発見できたもの

**対応**：変形が確認された留め金を交換